

事件番号 平成30年(行コ)第13号  
 損害賠償等請求控訴事件(住民訴訟)  
 控訴人 山口県知事  
 被控訴人 河濟盛正 外

## 証 拠 説 明 書 8

平成31年3月29日

広島高等裁判所第4部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 中 谷 正



控訴人訴訟代理人弁護士 根 石 博



控訴人訴訟代理人弁護士 中 山 修



番 号	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
乙27	免許書 写し	H20.10.22	山口県	県知事が中国電力に対し、条件を付して埋立免許したこと。	
乙28	許可書 写し	H28.8.3	山口県	県知事が中国電力に対し、設計概要の変更及び竣功期間の延長を許可したこと。	



指令平20港湾第442号

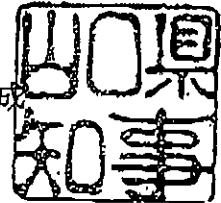
免 許 書

中国電力株式会社

平成20年6月17日付けで出願のあった熊毛郡上関町大字長島地先の公有水面埋立てについては、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により別紙(1)の免許条件を付して免許し、同法第13条の規定により別紙(2)のとおり指定する。

平成20年(2008年)10月22日

山口県知事 二井 関 成



## 別紙(1)

## 免 許 条 件

## 1 免許料について

- (1) 埋立ての免許料の額は、金28,985円とする。
- (2) 免許料の納付期限は、平成20年11月20日とする。

## 2 埋立てに関する工事の届出について

埋立てに関する工事に着手したときは、直ちに山口県知事に着手の年月日を届け出ること。

## 3 埋立てに関する工事の施行について

埋立てに関する工事の施行中は、日出前及び日没後においては、船舶航行の安全のため、適当な場所に標灯を掲げること。

## 4 埋立地の護岸等の維持、修繕等について

埋立地の護岸の維持、修繕及び災害復旧は、中国電力株式会社の責任において行うこと。

## 5 埋立地の境界標の設置について

埋立区域の境界を区画し、中国電力株式会社の責任において境界標を設置すること。

## 6 添付図書の変更について

願書の添付図書のうち、埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書、埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面及び環境保全に関し講じる措置を記載した図書を変更して実施する場合は、山口県知事の許可を受けること。

## 7 埋立てに関する工事の進捗状況の報告について

- (1) 埋立てに関する工事の施工中は、毎年4月30日までに山口県知事に関係図面を添付して前年度の工事の進捗状況を報告すること。
- (2) 山口県知事が埋立てに関する工事の進捗状況の報告を求めたときは、その都度、速やかにこれに応じること。

別紙(2)

指 定 書

- 1 埋立てに関する工事の着手の期間について  
免許の日から起算して1年以内に埋立てに関する工事に着手しなければならない。
  
- 2 埋立てに関する工事のしゅん功の期間について  
埋立てに関する工事に着手した日から起算して3年以内に埋立てに関する工事をしゅん功しなければならない。

指令平28港湾第197号

許 可 書

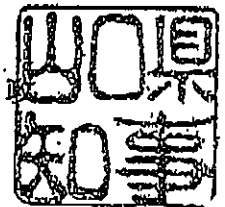
中国電力株式会社

平成24年10月5日付けで申請のあった熊毛郡上関町大字長島地先の公有水面埋立に係る設計概要の変更及び工事の竣功期間の伸長、平成27年5月18日付けで申請のあった熊毛郡上関町大字長島地先の公有水面埋立に係る工事の竣功期間の伸長並びに平成28年6月22日付けで申請のあった熊毛郡上関町大字長島地先の公有水面埋立に係る工事の竣功期間の伸長については、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により許可する。

よって、平成20年10月22日付け指令平20港湾第442号による免許書の別紙（2）指定書の一部を下記のとおり改める。

平成28年（2016年）8月3日

山口県知事 村岡 嗣



記

免許書別紙（2）指定書第2項中「3年以内」を「9年9月以内」に改める。